

— 静かな夜と空を返せ —

号外

原告団 NEWS

発行日：2017 年 1 月 19 日 発行者：(団長) 福本道夫

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 FAX(TEL)：042-542-5625

http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：第 9 次横田基地公害訴訟原告団 (E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp)

— 本日の予定 —

9：15 事前集会 (緑町北公園)
9：45 入廷 (地裁 405 号法廷)
10：00 開廷

終了後 裁判所前で報告集会

※集会～地裁敷地に入るまでは、
幟を掲げ、原告団の方は、ゼッケンをつけますが、裁判所門前で、これを外します。ご協力ください。

第 9 次横田基地公害訴訟 第 19 回法廷の内容は…

本日は、法廷でのやり取り後に、裁判所・弁護団・被告国とで進行協議を行い、この間提出された準備書面や資料などの整理・確認作業を行います。そのため、いつもより 1 時間早い開廷となりました。

以下の原稿は、本日の法廷で弁護団の先生が読み上げる予定のものです。

馬場先生にお書きいただきました。

第 1 はじめに

今回の原告準備書面では、コンターについて述べるとともに、コンター外の原告 4 名の騒音被害を騒音測定結果の提出とともに主張しました。

第 2 コンターについて

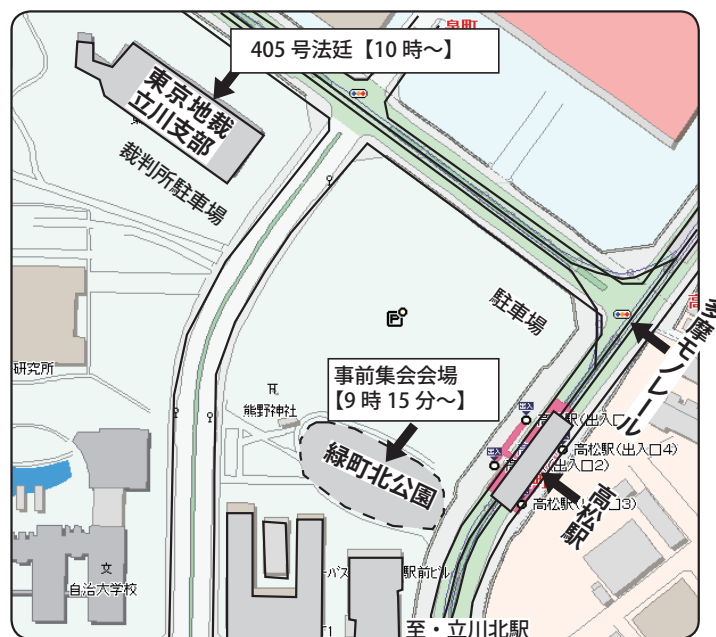
①まず、コンターについて述べます。コンターとは等高線のことです。標高等を示す等高線をイメージしていただくと分かりやすいと思います。

②本訴訟において述べるコンターとは、WECPNL 値 (以下「W」と表記) の等高線です。

本件横田飛行場においては、平成 15 年度に騒音調査がなされ、それを基に平成 17 年にコンターが見直されました。

以降、大規模な騒音調査はなされておらず、平成 17 年のコンターが最新のものとなっています。

③防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 (以下「生活環境整備法」という) 第 4 条で「政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域 (第一種区域)」を住宅防音工事助成の対象



(第 4 条 1 項) とするとされ、第一種区域の外郭線は W75 コンターに沿って引かれています。

その他、防音工事の第 I 工法 (25 デシベル以上の計画防音量を目標とする) と第 II 工法 (20 デシベル以上の計画防音量を目標とする) の区別が W80 を基準にされており、その工法区分線が W80 コンターに沿って引かれています。

また、外郭防音工事の助成対象となるのが W85 以上であり、外郭防音工事対象区域の外郭線が 85W コンターに沿って引かれています。

コンター図は、北関東防衛局のホームページなどでも確認することができます。

***** (裏に続く) *****

